

清規研究の問題点

—南禅寺関係の清規紹介を兼ねて—

尾 崎 正 善

一 はじめに

筆者はこれまで主に曹洞宗の清規についての研究を重ねてきたが、近年は曹洞宗の清規・儀礼研究を補完する意味で、臨済系の清規の収集も行っている。本論は、その成果の一部を明らかにしようとするものである。

最初に、清規を研究するための前提となる基本的な問題点とその研究の方法論を論じてみたい。その次に、提示した方法論を具体的に行なう意味で、近年筆者が新たに閲覧・収集することができた南禅寺系の清規を紹介しながら清規研究の問題点を順次論じてみたいと思う。

二 清規研究の問題点

まず最初に、清規研究の問題点に関して簡単に指摘しておこう。「清規」とは何か、これについては改めて述べるまでもないであろう。辞書的な解釈を述べるならば、中国の禅宗の独立に伴い、独自の規矩を制定し、それを成文化したものが清規である。

では、その清規の成立を禅思想史の中でどのように位置づけるか、また清規の変容の過程と様々な展開は如何なる見解に基づくものなのか。これらの問題は中国禅宗史のみならず、日本禅宗史を研究する上で重要な意味を持つ。

さらには、禅と戒と清規という相互の関係において、清規をどのように位置づけるか、これも禅宗の戒律観と共に重要な研究テーマである。^① 禅宗には清規が存するので戒を重要視しなくなった、また清規が戒を補完するものなので決して戒を軽んじているのではない、等々の議論が存するが、その時に議論の俎上にのぼせる「清規」とは清規思想全体なのであろうか、特定の時代の清規なのであろうか。大前提となるのは百丈懷海（七四九〜八一四）が制定したとされる『百丈清規』なのであろうがこれは現存せず、さらに後世の清規類は、その意志を直接に継承するものばかりでないことは明らかである。また、清規の内容自体に「戒」の思想を受け補完する要素もあるが、時代と共に記述内容は変化・増補を繰り返し、そのような姿勢ばかりではない。そのような中で、単純に「清規が存するから」という言い方は、問題があるといわねばならない。

また、清規に記される各種儀礼は、禅宗にとってはそれぞれどのような位置づけが可能なのであろうか。敢えていうならば、禅宗の修行の基本は坐禅であり、その修行を円滑に行うための僧堂の規則は最低限必要であらう。さらに師との問答のための、上堂・請益・入室等の修行上不可欠の儀礼、さらに衆寮を始めとする各種寮舎の規程なども寺院運営上必要な規則であらう。しかし、ここで指摘する儀礼とはそれ以外の、例えば法堂・仏殿等の諸堂で執り行われる皇帝・檀那等に対する諸儀礼や祈祷儀礼・葬送儀礼等である。そこには、「清規とは禅宗独自の規矩を定めたものである」という趣旨とは裏腹に、既存の教団の行っていた儀礼、律宗などの基本的規定に留まらず、主に密教儀礼に見られる祈祷儀礼等も積極的に受容してきたことが確認できる。このような儀礼の増補は、中国のみならず日本の各種清規に多数存する。これらの儀礼を思想上どのように位置づけたらよいのであろうか。

以上の問題点を勘案する為には、当然清規の時代毎の展開を考慮する必要がある。さらにはその展開、いうならば

時代に伴う変化をどのように捉えるかという問題がある。²⁾これは儀礼の増加・変化という問題が中心となるが、このような変遷の過程を単純に時代の要請と片付けることには、大いに疑問がある。いったい、その時代性をどのように捉えるのか、儀礼が増加するのは、時代の推移と要請というように短絡的に片付けることで、重要な部分を見過ごしてはいないか。つまり、その要因に関する厳密な考証を行うことなく、清規改編の過程を時代の変化や要請、社会的必要性、地域的な差違という簡単な言葉で片付けてしまう傾向があるように思われる。

以上のように「清規」の問題といっても様々な側面があるが、それぞれの問題を個別に捉えるのではなく、相互に関連しあいながら考えて行くべきことはいうまでもない。

さてそれでは、清規研究の上で最も重要な課題は何であろうか。筆者は、それは敢えていうならば「清規」の持つ叢林修行のマニユアル化の問題であると考えている。このマニユアル化とは、戒律や従来宗派と異なる禅宗独自の規矩の制定という、既存の枠組みから脱却を目指す、禅のもつ独自性・自由性という方向から逆行する動きである。

言い換えるならば、このマニユアル化こそ元来、禅思想においては最も排除すべきことであつたのではなからうか。固定化・定型化し、ある枠の中に押し込める事をもっとも嫌い、そのために独自の修行観に基づく、それまでとは異なる方法論を確立したいがために定めた清規が、逆に時代と共にその存在自体が、ある意味自身の修行方法や諸の儀礼を規定し、型にはまった中で、定められた修行と儀礼のみを行なうという自己矛盾を生じさせてきたといえよう。それは禅修行の形骸化を招く結果ともなつたと考えられる。

しかしそうではあるが、一方で清規の持つ独自性が禅宗発展の大きな要因であつたことは否定できない。清規の持つ独自性と既存の儀礼の取り込みと削除の過程を分析し、清規変遷の社会的要因を明らかにすることが、結果的に禅宗教団の社会性や修行観を考える上で不可欠の要素であり、清規研究の基礎であると考える。

三 清規研究の方法論

では、前節で指摘した清規研究を実際に行う上でどのような方法論が必要であろう。

先ず第一に、広範な史料の収集・分析が必要である。これは当然のことであり、改めていうまでもないことであるが、しかし現在、収集・紹介された清規の数は、他の語録等の伝統的禪宗史料に比すれば少数であるといわざるを得ず、ましてや活字化された史料は、全体の極一部と考えられる。

中国関係の清規は、『大正藏經』所収の『勅修百丈清規』十卷（至元四年（一三三八））、『卍統藏經』所収の『禪苑清規』十卷（崇寧二年（一一〇三））・『入衆日用清規』一卷（嘉定二年（一二〇九））・『入衆須知』一卷（景定四年（一二六三）頃）・『叢林校定清規總要』二卷（咸淳十年（一二七四））・『禪林備用清規』十卷（至大四年（一二二一））・『幻住庵清規』一卷（延祐四年（一三一七））・『叢林兩序須知』一卷（崇禎十二年（二六三九））等と『勅修百丈清規』を注釈する関係の清規が知られている。

さらに活字化された日本の清規のうち曹洞宗に関しては、その基本的清規である、『永平清規』・『瑩山清規』をはじめ、『曹洞宗全書』『清規』、『統曹洞宗全書』『清規・講式』の各巻を刊行し、江戸時代の刊本のみならず、地方寺院の清規・日鑑等も活字化して、広く世に知らしめている。

しかし、各地の寺院には、その存在を世に知られているもの、また全く知られていないものを含め数多くの規矩・指南書・掟等が存在していることも事実である。その端的な例が、曹洞宗文化財調査委員会の報告に現れている³。

臨済系の清規でいうならば、現在体系的には収集分析されていないのが実状であろう。通常目に触れる史料といえは、『大正藏經』所集の清規に限定されるといつても過言ではない。

現在、広く臨済系で使用されている清規として、『江湖法式梵唄抄』三卷（禪文化研究所編）がある。この底本としては、『大正藏教』所収の『諸回向清規式』五卷（T81.624）・『小叢林略清規』三卷（T81.688）等が挙げられるが、こ

これらの代表的清規以外に広く各派・各寺院で使用されていたであろう史料は殆ど世に知られていない。僅かに無著道忠（一六五三〜一七四四）関係の清規が紹介されているだけである。筆者は、その他の史料を現在収集中であり、また一部を翻刻紹介している。

特に今回紹介する南禅寺関係の清規の内、『叢林拾遺』（東漸略清規）三卷一冊・『南禅清規』二卷二冊は、共に道忠が書写した物（させた物）と考えられる書である。彼は、ここで改めていうまでもないが、『禪林象器箋』を始めとする多くの註釈書を著したが、その時に閲覧し、その著の中に引用された多くの清規史料は、未だ充分研究されていない。京都大学文学部図書館には、道忠の関係したであろう清規として、この他に『東福寺清規』一卷一冊・『叢規口實』一卷一冊が存している。彼が手にした清規史料の名は広く知られているが、少なくともその実際の史料を無視して、その業績を論じることは様々な点で問題が残ろう。

このような史料収集という基礎作業は、筆者が改めて述べるべきことでもなく、研究を行う上で当たり前のことではあるが、実際清規史料に関してはその収集の段階から全くの手つかずであるといっても良い状態なのである。

そして次に、収集した多くの史料の中から、儀礼の増補・削除の過程を分析する作業が必要である。これは、多くの史料を時代別、及び系統別に分類し、記述内容を読み込んだ上で体系的に捉え直すことである。筆者は、史料の収集とともにその端緒に着いたばかりである。

次に、その儀礼の改変の過程の洗い直しの中に何が見えてくるか、という問題があろう。儀礼の増補と言えば単純に時代や地域の要請と片付けるが、そのような定型化された解釈ではなく、その時代の要請とは一体何であったのかその時代背景や地域差、寺院や派の置かれた状況を多角的に考慮することにより、新たな側面が見えてくるのではないだろうか。さらには、儀礼を受容する思想的な背景やその位置づけも、結果的に探り出せると思われる。

また、儀礼の変化の中には、既存の教団の儀礼を受容している点も見逃せない。従来、禅宗独自であるかのように

に考えられていた儀礼・偈文・配役・進退も、様々な形で先行する史料に類似の記事を見出すことができる。日本の場合においては、中国伝来の最新の禅宗儀礼のみならず、旧仏教といわれる宗派の儀礼も取り入れていたことが認められる。特に密教・神道・陰陽道等の儀礼・思想が重層的に混入している。当時の宗派間の交流の問題のみならず、そのような儀礼を積極的に受容した背景も今後の課題となろう。

次に清規・規矩全体を曹洞・臨濟相互の関係から見ることも必要である。中世以降の禅宗の流れを臨濟・曹洞という枠でのみ捉える事には問題が有ることは、改めて述べるまでもない。清規・儀礼に関しても、それぞれの独自の部分と相互に深く関わり合っている部分とが確認できる。実際にそのようなお互いの比較が、当時の両派の交流、また影響の仕方・方向性を見極める上での重要な方法であると思われる。

清規の特性も、林下と五山とは自ずと異なる面も考えられるが、臨濟系の清規と曹洞系のそれとは出発の時点で大きく異なることが知られる。しかし、『肇山清規』に確認できるように、その成立の早い時点で相互補完的、ある意味曹洞宗の一方的な受用という面も見られる。時代が下ると、それぞれ別系統の展開を示す面もあるが、曹洞宗寺院において京都五山系の清規の写本が所蔵されている例も確認されており、儀礼の相互の参照・交流、実際の受容も盛んであったと考えられる。

最後に、現代叢林の修行の在り方、儀礼の形態、各地方寺院の儀礼等をも視野に入れる必要性があると考えている。これは、筆者が清規の問題に興味を持ったきっかけでもあるが、現今の多くの儀礼（施餓鬼会や大般若・葬祭・法事儀礼等々）が如何なる起源により起こり、どのような展開・改変を示してきたのか、その思想的な背景は那邊にあるのか、等々を明らかにすることが必要であると考ええる。その結果として、今後の儀礼・布教の在り方を導き出す方向性が見出せるのではなからうか。

以上のような問題意識と作業方法により、禅宗史上における清規の位置づけ、清規の展開の問題点を研究して行き

たいと考えている。

本論においては、その端緒として南禅寺系の清規の紹介をおこない、合わせて今後の問題点を指摘することとする。

四 南禅寺系清規六種についての紹介

次に、南禅寺系の清規について成立の時期・構成・相互の関係を指摘し、その特徴を述べながら清規変遷の過程、儀礼変化の実態について論及してみたい。最初に、今回取り上げる清規を一覧してみよう。

〔南禅寺関係清規〕 (*—筆者未見)

- ① a 大鑑清規 一巻一冊 写 清拙正澄 (1274-1339) 南禅寺聴松院蔵 (東大史料編纂所謄写本)
- b 大鑑広清規 二巻二冊 写 今津洪嶽氏蔵本 (大石守雄氏紹介) [現、花園大学蔵・Z1ヤ662]
- ② a 大鑑禅師小清規 一冊 写 寛永二年 (1625) 今津洪嶽氏蔵本 [現、花園大学蔵・Z1ヤ664]
- b 大鑑小清規 無著道忠手沢本・妙心寺東海菴 *
- c 大鑑禅師小清規 一冊 刊本 元禄十年 (1698) (T81.619a)
- ③ a 叢林拾遺 (東漸略清規) 三巻一冊・東漸建易 (1344-1423) 京都大学・Ind-ph-Q-39
- b 叢林拾遺略清規 (東漸清規、建易清規) 一冊 東漸建易 無著道忠写・妙心寺東海菴本 *
- c 叢林拾遺略清規 三巻二冊 建仁寺両足院蔵 (大石守雄氏紹介) *
- ④ 南禅清規 二巻二冊・大永三年 (1523) 頃 京都大学・Ind-ph-Q-36
- ⑤ 南禅諸回向 (旧正因庵蔵) 一巻一冊・文明十一年 (1479) 龍谷大学・2676-15-1
- ⑥ 葦菴日用 一巻一冊 内閣文庫・和18157

南禅寺関係の清規には、筆者が現時点で確認できたものだけでも六系統、一一本の清規が存している。因みにこれ

らは既に拙稿において指摘した史料である。⁵⁾以上の清規に関して、成立の時期・構成の相違さらに相互の関係、特徴的記事の順番に論じてみたい。

(一) 成立の時期

まず最初に、それぞれの清規の成立時期の確認を行つてみよう。

① 『大鑑清規』は清拙正澄寂後(一三三九)に編集されたと考えられる。本清規の成立と内容に関しては、大石守雄氏の論文⁶⁾と拙稿⁷⁾に詳しいのでそちらに譲るが、本清規は本編中に記される年号等から推測して、清拙の定めたものを後世編集したものであると思われる。その時期に関しては、末尾に「無隠和尚墨蹟」(貞和五年歳(一三四九)正月十七日)が記されていることから、清拙寂後のあまり遠くない時点での編集であろう事が確認できる。

また、聴松院蔵の原写本の書写の時期は現時点では明らかでないが、「虫損」等を指摘する記述が存することから、成立時点よりも時代が下つてからのものであると考えられる。そのために写誤等が散見されると考えられるが、後世の増補に関しては特定できず、その可能性は低いと思われる。

② 『大鑑小清規』の成立年代は不詳であるが、元禄十年の刊本の末尾によると、底本は清拙下四世の月甫藏主(月甫清光)が書写したものを明応甲寅(一四九四)に禅居庵の清仲が書写したものである。つまり、月甫清光が書写した極めて早い時点ですでに、他の清規からの引用中心の前半部文を削り、後半の日本の叢林に適したオリジナルの箇所だけを書写した系統が存したのである。

③ 『叢林拾遺』は、東漸建易の南禅寺住持時代以降と考えられる。詳しくは、大石氏の論文⁸⁾と拙稿⁹⁾において考察を行っているが、本清規は建易が南禅寺において規矩の整備を意図して必要な項目を整備したもので、成立は建易の南禅寺住持時代ではないかと考えられる。但し、彼の住持時代は半年余で、その短期間に成立したとは考えにくい。し

かし、彼は南禅寺退董後、常在光寺に入るが、寂後は山内の回輝菴に塔した事から考えても南禅寺での影響力及びその関係は大変深かったと思われる。また、先の拙稿でも指摘したように、建易は長年にわたり規矩に対しての関心を強くもっており、それまで成文化していたものを最後の住職地において、加筆して後世のために書き留めたと考えられる。

現存する写本の書写の時期については、跋文より元禄十六年（一七〇三）三月晦日であったことが知られる。ただし、道忠が何処で書写したのか、または書写させたのかは明らかではない。また、跋文に記されるように、幾つかの出入が確認されるのみならず、後人の改編が確認できる点など書写の時点で多くの問題があったことが知られる。

④『南禅清規』は大永三年（一五二三）頃の成立と考えられる。本文中の諸行事には以下の記述が確認できる。

「至大永三年癸未歳、凡八百年敷」〔正月十七日・百丈忌〕（乾・二一丁ウ）

「至當年大永三年癸未歳、而滅後二千四百七十三年也」〔二月十五日・仏涅槃忌〕（乾・三五丁ウ）

このような大永三年の記述が、乾坤二卷合わせて六箇所を確認できる。それ以前の年号を列記すると、応永十五年（一四〇八）・文明十九年（一四八七）・文亀二年（一五〇二）・永正十五年（一五一八）等々が確認できるが、大永年間以降の年号は確認できない。では、書写は何時かという点と奥書により宝永己丑（一七〇九）七月、道忠によるものであることが知られる。

⑤『南禅諸回向』は文明十一年（一四七九）成立の「月中須知」に、永禄二年（一五五九）頃と寛永年間（一六二四〜一六四三）の二段階の増補が確認される。さらに、最終的には元禄四年（一六九二）の修理の記録がある。本清規は、基本ともいえるべき文明十一年の「月分須知」に重層的に増補したもので、元来は月毎の行事の一覽表に過ぎないものであった。ちなみにこの形式は、鎌倉建長寺の『建長寺年中諷經並前住記』一冊（文明二年・東大史料編纂所3015-56（影写））と全く同じであり、この時代に共通した書式が存在したことを窺わせる。しかし、その主要な部分

は、タイトルが示すように、後半の行事・法要の回向集である。

この回向集の二月の「晩念誦」の項目に次のように記される。

○晩念誦（如来大師入滅至今日日本國永祿二己未年己得二千五百八載）（二六丁ウ）

さらに、一月七日の項には「永祿八己丑」（二二丁ウ）の年号も確認できる。つまり、この回向集の部分は、永祿二年以降の増補であり、これはそれまでの行事を踏襲しつつ、各種行事の増補に対応して回向を整備する必要に迫られたからであろう。また、寛永年間の増補部分は後半の八丁で、分量的には僅かである。さらに、元祿四年の修復の記録が存することから、その時代においても南禅寺の行事に継続的に使用されていたと推測される。

⑥『葦菴日用』は成立時期は不明であるが、『南禅清規』と重複する記述が散見される点、「略規」の記述が確認できることから、『南禅清規』成立前後の時期と推測される。

その冒頭には、以下のように記される。

〔 〕 并舊規當代用札樂

〔 〕 桃洞移寮以来、礼法様所見所聞梅莊惟敬西堂

求所問、日々記焉。復引旧規之本拠書耳。 釋周建記、於葦庵撰焉。

二行分が破損しており、正確には判断できないが、梅莊惟敬西堂が規矩の整備の為に様々な史料に当たり編集したものを、周建が葦菴において書写したと考えられる。この梅莊惟敬、周建および葦菴に関しては、南禅寺に問い合わせても詳しい伝等は不明である。しかし、『南禅清規』・『葦菴日用』には「惟敬云」の書式で何度も引かれることから、惟敬の南禅寺の規矩への影響は大きかったと考えられる。

因みに書写の時期や増補の記述も確認できないので、何度も書写を繰り返したとは考えにくい。但し、二三丁目に張り紙があることから必要に応じた加筆は行われたのであろう。また、月毎に行事及び回向等を列記したものである

が、その日時や行事の区切りが不明確で、ある程度体裁を考慮して、製作されたものではない。つまり、『南禅清規』を補完するために日用の記録を書きとどめた、手引き帳・覚書の性格の強い清規であると思われる。

(二) 構成の相違

次にそれぞれの構成について論じてみよう。

①『大鑑清規』は、重要な諸行事の項目事に説明を記す前半部分と、日本における住職地での「掟」及び僧堂等での細かな進退を記した後半部分に分けられる。特に前半部分は『備用清規』の影響が顕著であり、内容も項目を一覧すれば明らかなように「新命受請・新任持入院・開堂祝聖」に始まり、「三仏忌・二祖忌・諸祖忌」さらに「堂中三日茶禮・両班并侍者進退・方丈特為首座茶」等々の主要な行事に対する進退・諸注意を列記している。因みにその内容に関しては、拙稿を参照していただきたい。⁽²⁾

また、「叢林細事」以降は、清拙が来朝以降に日本の各寺院で定めた、「乗拂提綱叙謝之法・維那須知・両班出班拈香・僧堂須知・入祖堂式・藏主寮傍・梅檀林須知」等々である。これらは、日本の叢林に適應したもので、それ以前の掟を否定したり、肯定したりしながら清拙が独自に制定したことが窺われる。

つまり、『大鑑清規』全体は、中国伝来の清規の踏襲部分と日本対応部分とに分けられるが、何れにせよ項目の選び方、引用の仕方、コメント等に清拙の清規観が強く反映された構成と内容になっている。

②『大鑑小清規』は、『大鑑清規』の「叢林細事」以降の二三丁分、分量的にも三分の一にしか過ぎない。特にオリジナルの部分のみを選んで開版したことを確認したが、その原型は書写された明応三年の時点で、すでに日本叢林に適合した「掟」「傍」を選び出した写本が作られていたと思われる。さらに「叢林細事」・「梅檀林須知」・「末後事儀」・「無隠和尚墨蹟」の項目の削除、「維那須知」・「入祖堂」の一部削除、「浄智寺首座寮傍」・「圓覺前堂首座寮銘」の後

半部の削除、また「圓覺前堂首座寮銘」は「秉拂提綱法」と項目名を改める等、『大鑑清規』に対する大幅な改編が確認できることは、先に記したとおりである。

これは、『大鑑清規』後半部分に清拙の独自性を見出しつつも、広くその流布を意図し叢林の一般的な清規に手直したためと考えられる。先に述べたように、底本の奥書によると禅居庵の清仲が書写したものであり、ある意味では南禅寺や淨智寺・円覚寺という特定の寺院の為でない規矩を定めようとしたのであろう。

③『叢林拾遺』もその名が示すように、当時の叢林の清規に漏れた諸事項・諸注意取り上げながら集めたもので、『大鑑清規』と同様に寺院の諸行事の主たる項目を三巻に亘って列記しながら詳説している。その内容に関しては、拙稿を参照していただきたいが、参考までに項目名を上げると以下の通りである。

「東漸和尚略清規之一」

三佛儀式・二祖遠忌・靈祠祭肅・土地火徳・四節別式・庫司特爲大衆茶・前堂特爲後堂大衆茶・後堂大衆茶・書記大衆茶・結制・啓建楞嚴會・戒臘牌・解制・滿散楞嚴會・施餓鬼・冬至・四節通禮・土地堂念誦・庫司特爲首座大衆湯・開山諷經・小參・五更禮儀

「略清規之二」

祝聖諷經・赴寢堂茶・上堂〔付巡堂〕・方丈特爲首座大衆茶・秉拂禮儀・列職交替・侍者進退・雜務進退・大小掛搭・衆僧掛搭

「略清規之三」

月中須知・請寮主・朔望上堂・五參上堂・三八念誦・臨時行事・普說・祈禱・住持出入・坐禪・坐參・放參・入院儀式・東堂西堂式・送亡式・前住遷化式

〔附〕

佛降誕・佛成道・佛涅槃・結制禮儀・坐禪儀・入院開堂私記・附大鑑禪師小清規

一読して判るように、叢林の年間を通しての主要な儀礼を殆ど網羅している。ここで一つ注意すべき点は、本清規は建易自身の叢林での経験を踏まえ、先行する清規の引用に留まらず、当時の叢林の清規・規矩の批判、日本様に対する意見等も記されており、単なる清規として見るだけでなく、当時の叢林の在り方を検証する書としても見る事が出来るのである。

以上の三つの清規は、行事毎の記述という形式、いわば先行する『禪苑清規』・『入衆日用』・『入衆須知』・『校定清規』・『備用清規』、さらには『勅修清規』等の諸清規の形式を踏襲しながら、行事の内容を日本風に補完するものであったといえる。

これに対して④『南禅清規』では、正月から行事を月毎に並べ、必要に応じて進退の細則・書式等を記す形式を取っている。回向文等は記されていないが、より行事に即応した体裁を取っているといえよう。このような「年分行事」を中心にした清規は、文保二年（一一三一八）頃に成立し、永正二年（一五〇八）に書写された『慧日山東福禪寺行令規法』^⑤（国立公文書館所蔵）が知られているが、他の臨済系の主要な清規には確認されていない。

因みに、曹洞宗では『瑩山清規』「年分行事」をはじめ、江戸期の代表的清規である『相樹林清規』^⑥等がこの形式を取っている。

『南禅清規』「乾」は九八丁あり、「正月元旦」から「四月廿一日」までの行事を順番に記し、その時々「寢堂茶湯之圖・上堂・階下禮・點心坐牌圖・修正看経榜・土地堂諷経」等々の諸準備や書式、進退等を記している。

そして「坤」は、全体で八一丁で、「五月旦望」から「十二月晦日」までの諸行事を二六丁目まで記している。二七丁以降は「雜記」として、以下の諸行事の準備・進退・書式を五五丁丁に亘って記している。

傳供之次第・座式奉行記・入院・佛殿・僧堂・客間・視象時都寺呈寺券・状案文・開堂・登座・下座・煎點・

茶禮・引物・常時・下物・翌日・小參・入院雜記・退院・上堂式・陞座・請暇・大小掛搭〔勤舊參暇〕・衆僧掛搭・送狀請取・御誕生・義堂和尚住南禪日罰榜・前往遷化・答拜・前住入祖堂〔請取〕

さらに、それに八丁付加して「附録」として、

金剛王寶殿兩牌・紀綱寮本回向双紙跋・應菴祖師遺像贊・延曆寺申狀・南禪寺正眼院大光国師宗論・續正宗論・

南禪寺破却事

等の南禪寺の歴史に関する記録を書きとどめている。

また、道忠が増補したと思われるが、上下巻・付録の校異、「南禪規式校訛」が七丁存する。これは、先に記したが、彼が『禪林象器箋』を著すときにこの書を見ている事から、その時期に行つた作業であると思われる。

⑤『南禪諸回向』は、標題が示すとおり、南禪寺における諸行事の回向集で、正月から十二月までの行事に沿つての疏・回向と後半は臨時行事の回向を載せている。特に準備・進退は詳しく記さないが、より行事に則した、日常の回向集として多年にわたつて使用されてきたであろう事が推測される。分量は全部で六八丁であるが、一から五丁までは、文明十一年制定の「南禪寺月中須知」と月毎の行事の項目を列記している。この部分には回向文は記されない。六丁から二八丁までが、正月から除夜までの行事の月日と項目名を挙げながら、諸行事の疏・回向文を詳しく載せている。その後に特殊行事の疏・回向と若干の行事内容を載せている。

本清規は、その成立の時期を巡る問題点の所でも指摘したように、これ自身が重層的な成立過程を経ている。そのため、本清規を確認するだけでも、ある程度南禪寺の行事の変遷を読みとることも可能なのである。つまり、日毎月毎の行事名のみ記述から、行事自体も多岐に渡り回向の整理が行われた永祿年間の部分、さらには江戸初期の「東照宮回向」等の行事の増加へと変化している。また、おおよそ永祿年間には、南禪寺の行事はほぼ確定していたと考えられる。

項目は、「南禅寺月中須知」では、

五山之上瑞龍山太平興国南禅々寺月中須知

一日、祝聖・寢堂茶・天授・歸雲諷經・上堂

放参

二日、土地・歸雲諷經・同半齋・堂前 捨見院殿 年忌六月

同前

三日、祖師・半齋・曇華堂 僧正 堂前 月泉修公都聞 大悲咒

同前

四日、火徳・日中 萬松院殿 五月

同前

五日、韋駄天・半齋・曇華堂 慈照院殿引上七日 年忌正月

同前

六日、普庵・半齋・曇華堂 鹿苑院殿 年忌五月

同前

七日、早晨・半齋・曇華堂 宝篋院殿 年忌十二月

同前

八日、早晨・半齋・曇華堂 慧林院殿引上九日 晚念誦

同前(以下略)

と、以上のような形式で、毎日の行事名のみ列記している。

「南禅寺常住諸回向并疏」の部に入ると、

歳旦祝聖・四節旦望開山諷經小回向・修正齋前看經・放参・歎佛偈

二日、土地・毎月兩開山月忌献粥小諷經・同半齋・同兩開山忌宿忌・至日献粥小諷經回向・次半齋

三日、祖師・最勝院僧正月忌

四日、火徳

五日、韋駄天・修正滿散疏

六日、普菴・鹿苑院半齋・同年忌回向

八日、慧林院殿半齋(以下略)

と、いうように各行事毎に疏・回向文を記している。これが十二月除夜まであり、続いて特殊行事の疏・回向が記される。その項目名のみ上げるとおおよそ以下のようである。

早晨・日中・前住忌・前住示寂之後諷經回向・前住在世祖堂入牌・同前住遷化忌後入牌・尊宿遠忌引上回向・入寺翌日・嗣法忌・御誕生疏・同毎月御誕生回向・毘盧頂上懺法陳白・毎月十七日清水寺御祈禱懺法陳白・清水寺懺法滿散回向・臨時祈禱回向・御祈禱逐日則每日用之・同滿散回向・山門立柱諷經疏・大佛殿立柱諷經疏・秉拂并問禪祈禱回向・孟蘭盆施食回向・施食回向・逆修壽牌并回向・逆修懺法陳白・粥咒願・齋咒願（中略）
 紀綱寮本回向双紙跋・結夏佛母・解夏佛母・尊宿念誦・赴龕・山頭・全身入塔・亡僧念誦・赴龕・山頭・出家并授戒略作法・授衣次第・諸亡者戒作法・食前心經回向・入寺視冢之時入葛籠寺券之案文・諸莊園・視冢之時都寺呈寺券壯之案文・〔各種書式〕

最後に寛永年間の増補部分として、

東照宮回向・正月十六日晚百丈忌宿忌・達磨忌・安座点眼回向〔釈迦・弥陀・弥勒地藏安座点眼・観音安座点眼・阿弥陀安座点眼〕・大明國師三百五十年諱之回向

等が記される。

以上のように、当時行っていたであろう行事をほぼ網羅した内容であると思われる。本清規は、先に示したように法要の準備・進退等は一部しか記されておらず、それらを先行する『南禅清規』に譲つてゐるようである。その主たる目的は、法要の疏・回向を整備することであり、その意味では、実利的な清規である。そのため、僧堂行事の進退等に關していえば一切示されず、上堂等の行事の諸注意もない。また、内容を勘案する上では、同時代の『諸回向清規式』（永祿九年〔一五六六〕）との比較が必要であると考ええる。

⑥『葦菴日用』も正月からの行事の進退・書式、さらには鳴らし物の記述が列記される。回向文は記されないこと

から、『南禅清規』を受けそれを補充する覚え書きではないかと思われる。ただし、全体三四丁の内、四月の末が二八丁目であり、正月と四月（結夏）の記述に大きな比重が見られる。これは、現在の清規でもそうであるが、正月の一月をもつて月分の行事に当てるためであろう。また、叢林の主要な儀礼は、正月と結夏の時期に集中しており、その他の時期の儀礼の多くがこの間のものと重複するか、類似しているからでもあろう。

本清規の冒頭と末尾の行事を列記してみよう。

歳節、念誦・大座湯・天授諷經・帛雲諷經・天授菴諷經・小參・當晚小參・茶堂点湯

朔旦、祝聖・五日滿散・結解啓建・解制滿散・上堂・齋前看經・懺法

二日、土地堂諷經・帛雲獻粥・半齋・放參

三日、祖師堂諷經・曇華堂諷經・同前諷經

四日、火徳諷經・放參

五日、韋駄天諷經・曇華堂諷經・滿散諷經

六日、普庵諷經・侍者各請退・曇華堂鹿苑院殿半齋・晚放參・施食・三時行事・每日行事

七日、早晨・曇華堂宝篋院殿半齋・施食

八日、早晨・日中金剛經・晚念誦

(中略)

十二月、旦望如恒

八日、佛成道・上堂

十一日、開山忌宿忌

十二日、早晨・獻粥・半齋

十八日、三季懺法（以下略）

以上列記したように、正月は毎日の儀礼の進退・諸注意が詳しく確認できる。四月以降は、分量も僅かになるが、主要な行事に関しては具体的な記述が見られる。

本清規は、書式も整っておらず、儀礼の準備・進退に関する備忘録の性格の強いものと考えられる。書写された時点で諸行事を行っていた、実際の修行僧の手によるものとも思われる記述内容である。

五 各清規の引用の状況・相互の関係

次に、これまで指摘した清規が、南禅寺内においてどのような位置にあったのか、その引用の状況を確認することにより先行する清規及び相互の関係を論じてみたい。

清規の研究を行う場合に、先行する清規との関係を確認することが一つの視点であろう。筆者が『大鑑清規』の翻刻紹介を行った時に感じたことは、『大鑑清規』の後世への影響は如何なるものであったか、という点である。『大鑑清規』は、『大鑑小清規』に対しての影響は直接的であるが、全体で見えた時にはどれ程の後世の清規が参照したのか、引用例も多数は確認できず²⁷判然としない部分であったが、今回、六系統もの清規を直線的に並べることにより、その相互の関係や時代の変化も含め、様々な問題点が明らかになると思われる。

『大鑑清規』は、既に指摘したように、六つの史料の中ではもっとも古い。その内容・形式は、先に記した通りであり、先行清規の引用は、『備用清規』が中心で、『校定清規』で補完するような形である。

『大鑑小清規』も既に述べたように、『大鑑清規』の後半三分の一のみを編集したもので、清拙来朝後の記述に限定される。これは、清拙の影響下の下で日本式の規矩の整備を目指したからに他ならない。また現在写本は、寛永二年の旧今津洪嶽氏蔵本と無著道忠手沢本（妙心寺東海菴）が知られるのみであるが、『南禅諸回向』に三箇所引用が確認

されることから、清拙関係の清規としてその影響があつたものと思われる。

これに対して『叢林拾遺』は、『勅修清規』からの引用が中心となり、一部を『校定清規』・『備用清規』で補っている。これは時代が下るからであるが、一方で清拙及び『大鑑清規』の影響も確認できる。本清規はそればかりでなく、後の清規に引用される頻度も高く、南禅寺の清規を繋ぐ重要な位置を占めている。項目は『大鑑清規』と重複するものが多く、建易が『大鑑清規』も視野にいれて当時の叢林規矩の整備を目指したことが窺われる。

一方『南禅清規』は、完全に「年中行事」の形式で各行事を月毎に列記し、必要な行事に関しては、詳しい準備・進退及び諸注意、さらに由来等が記される。それに漏れた行事は、後半部にまとめて示しており、その当時の行事を体系的にまとめている。

また、引用に関しては、広く行われており特定の清規に依るものではないが、「大鑑規」「略記」の形式で『大鑑清規』・『叢林拾遺』を数多く引いている。特に『叢林拾遺』に関しては、特に断り無く該当箇所全文を引用する場合もあり、その影響は顕著である。これは、当時の南禅寺において建易の定めた規矩が、重要視されていたことを示すものと考えられる。これらに関しては、拙稿を参照していただきたい。⁵⁾

『葦菴日用』は、『南禅清規』と構成も同一で項目も多くの点で一致しており、先に論じたように前の清規を補完する位置にあり、当時の叢林で実際に使用された備忘録の性格を有しているよう。全体の記述の分量は、『南禅清規』よりも少ないので、行事名のみを箇所もあり、全体を網羅してはいないが、特定の行事によっては『南禅清規』以上に詳しい準備・進退の記述も確認できる。これも現場に則した結果と考えられる。

最後に『南禅諸回向』は、全体の三分の二が年中行事の記述で、月毎の行事とその回向文が記される。内容は回向文のみで特に準備・進退に関わる記述は少ないが、「臨時祈祷回向」(三七丁才)・「施食疏畢作三帰五戒」(四七丁才)等の項には、『大鑑小清規』の一部を引用し、「両班出班拈香之法」(四八丁ウ)はその全文を引用している。また、行

事内容の多くは、『南禪清規』と合致しており、その意味では『南禪清規』を補完する、法要の進退・準備とは別の、回向に重点をおいた清規と考えられる。結果的に、当時の南禪寺の年間の諸行事を確定することができる。

後半の三分の一は、特殊行事の回向と各種書式が存する。これらの中には『南禪清規』と対応するものもあるが、この回向集のみの行事の記述も確認できる。このような儀礼の洗い出しによって、当時の特徴、南禪寺固有の儀礼等が明らかになるのではなからうか。

以上、六種の清規の相互関係を確認したが、引用清規の問題や継承する項目、削除した項目等をさらに詳しく見るにより、その位置づけが一層明確に成るとおもわれる。今後は、南禪寺における清規・儀礼の変遷過程を確認し、叢林と当時の社会の関係を勘案する上からも、総合的な比較が必要であろう。

六 特徴的記事について

前節においては相互の関係を簡単に述べたが、次に各清規の特徴的な事例を上げながら、その問題点と相互の関係をさらに確認してみよう。

A 大帝誕生（二月八日）

第一に南禪寺の清規に共通する、「祠山正順昭顕威徳聖烈大帝殿下」という護法神誕生供養の儀礼について指摘してみよう。これは、『大鑑清規』に

二月八日大帝誕生規式（四〇丁ウ）

祠山大帝、一寺護持之主、一年一度誕生。（以下略）

と記されるように、二月八日に土地神として法要を行うことが知られる。引き続き、『叢林拾遺』には、「靈祠祭肅、大帝誕生」（巻上・八丁オ）の項目が確認できる。さらに、『南禪清規』（乾・三〇丁ウ）には、「二月八日、大帝誕生」

の項目、『南禅諸回向』文明十一年の部分には、

二月八日、大帝誕生 張看経勝 出班借香 即時滿散。(三丁才)

と項目名が、次いで二月八日の項(一六丁ウ)には、回向が記されている。『葦菴日用』の「二月八日、大帝誕生」(一五丁才)は、項目名のみで詳しい進退等は記されていないが、法要として重要視されていたであろう事は確認できる。

この祠山大帝の中国での位置づけは判然としないが、清拙が中国の土地神として将来し、南禅寺において祀られていたことが考えられる。また、『慧日山東福禅寺行令規法』にその項目名のみ確認されるが、本文の部分が欠丁しており、由来や法要を比較することは出来ない。

また、この土地神は中国の清規にはその名が確認されただけでなく、他の日本の清規にも確認できないので、南禅寺固有の土地神供養といえよう。

B 清水寺懺法

次に「清水寺御祈禱懺法」について指摘してみよう。この儀礼は、『大鑑清規』・『叢林拾遺』には確認できないが、『南禅清規』正月十七日(乾・二一丁ウ)に「清水寺懺摩」の項目があり、毎月十七日の齋罷、清水寺に赴くべきことを始めとして、その進退のみならず観金のこと等についても記している。これは、南禅寺と清水寺の地理的な関係で生じた儀礼であろうか、他の清規には確認できない懺法である。

さらに、「今代壁書」の「清水寺懺摩諸役者事」(永正十五年十月)と「前代壁書」とを列記している。

また、『南禅諸回向』には、「毎月十七日清水寺御祈禱懺法陳白」(三五丁才)と「清水寺懺法滿散回向」(三六丁才)、さらに「清水寺懺法規式之事」(五〇丁才)が確認できる。最後の「清水寺懺法規式之事」は先の「前代壁書」と同一であり、懺悔の儀礼と祈禱が結び付くという点も確認でき、その儀礼の変化を確認する上からも興味深い。

そして、『葦菴日用』には、「齋了、鳴鐘赴清水寺懺法、并規式、被定置壁書事」(一二丁才)とあり、『南禅諸回向』

「清水寺懺法規式之事」と同文を載せ、さらに割り注、そして暇金、法要進退を記している。

これにより、「清水寺懺法」という独特な懺悔の儀礼は、南禅寺において何段階かの変遷を辿りながら、継続的に行われていたことが確認できた。

C 展鉢法

僧堂行鉢の次第は、『禅苑清規』巻一「赴粥飯」に基づくことは言うまでもなく、『入衆日用清規』・『入衆須知』にも記されるが、同時に日本において独自の展開を示していることが知られている。ここで、その過程を詳しく説明する紙幅はないので、本論においては、『南禅清規』（乾・八八丁才）と『葦菴日用』（一〇丁才）に、南禅寺での当時の展鉢法が詳しく記されている事を指摘してみたい。

『南禅清規』には、「粥正時・粥齋・取鉢法・展鉢法・洗鉢法・僧堂記・行齋」と、南禅寺僧堂における、行鉢の次第、行者の進退、展鉢の仕方等が詳細に述べられている。この内容は、先行する清規とは異なるが、後の『小叢林清規』巻一等に継承される内容である。

また、「粥齋」の最後には上床した後に「履」を床下にし、もう注意が記されるが、粥飯終了後、沙弥がその履を搔き出す、「履攪」の図と「生飯搔」の図が載せられている。これらの図は、『葦菴日用』にも確認されるが、何れにせよ当時の僧堂展鉢法の多様性を示しているといえる。

D 筥筒

『南禅清規』乾（八二丁ウ）四月二一日の項目に、平僧の名前を書いた筥筒に入れ、それを仏前に置き、諷経終了後住持が筥を引き、懈怠者なきか点検する儀礼が記されている。これは、『葦菴日用』（二八丁才）にも記される。内容は、煩瑣になるが、他に例が確認できないので、該当箇所を全文を載せておこう。

毎日勤行時、堂司行者、持筥筒、置佛前。筥者書平僧之双字名、入筒。勤行諷経回向終、住持以指、而指筥筒。

堂司行者、取筭筒、三度振合至住持前、維那出班、至住持右邊。住持拔筭、出維那、維那捧筭。呼某名時、三度不答、則其筭出聽叫也。懈怠人、上方丈、乞筭。若懈怠及數度、則住持小片紙、書罰金之語、貼仏殿柱。罰金者一斤也。持上方丈。坐禪懈怠罰金同前。

他の清規にも坐禪や課誦・作務を怠けた者への罰則、高談戲笑・威儀不如法の禁止等は確認できるが、以上のように勤行への参加の有無に関してくじを引いて呼び出し、さらに怠けた物には罰金を払わせる規則を定めていることは、当時の僧堂の規則としては意外な一面と思われる。

E 沙喝事

『南禪清規』（乾・六二丁ウ）には「沙喝事」という項目があり、また『葦菴日用』二月二八日（一七丁オ）にも同様の記述がある。そこには、沙弥の人数・法要の参加・沙喝の配役・僧堂の鳴らし物・粥飯の進退、給仕の諸注意・喝食等について記されている。

特に人数に関しては、「沙喝百三十員、五十員者、本掛搭。如衆僧、受俵米。残者、諷經掛搭也。本掛搭内、有闕則諷經掛搭衆、望次第、轉本掛搭也」とあり、定員が決められており、欠員があつて本掛搭へ移行するスタイルが定められていたことが知られる。このような定員の規程が、何に基づくのが今後の問題となるう。

F 在家葬儀関係

この点は、すでに大石氏によって指摘されていることであるが、『叢林拾遺』には在家の葬送行列の図式が記されている。氏も述べているが、在家者の葬送行列としては最古の記録であろう。この時期は、すでに在家を対象とした葬儀が清規の中に記されるほど積極的に行われていたのであろう。無論、禪宗の葬祭儀礼はこの時期に始まるものではないが、具体的に当時はどのような形式であつたか、在家者葬儀への儀礼移行の過程を知る上でも貴重である。

さらに、『南禪諸回向』には、「諸亡者戒作法」（五四丁ウ）という項目がある。これは後の「没後作僧」に繋がる儀

礼である。何れにせよ、日本で独自の展開を示した在家葬儀法を考える上で重要な内容である。

さらに『南禅諸回向』（二六丁ウ）には、在家者に対して布施の多寡により都聞・都寺位を贈与することも記されている。以上のように、叢林内の儀礼に留まらず広く社会的な関係を結ぶような規矩も、時代と共に多く確認されてくるのである。

G 祈禱（僧堂祈禱・問禪祈禱）

『叢林拾遺』卷三（下六丁ウ）には、具体的な祈禱儀礼が確認できる。古く『禪苑清規』卷十「百丈規繩頌」には、「祈禱」の文字が確認できるが、具体的な祈禱の内容は記されない。さらに『備用清規』・『勅修清規』において「祈禱」の項目は種類も多岐に亘り、より具体的になって行く。それを受けて『叢林拾遺』の項目が作られるのであろうが、祈禱を実際に行う場所として、雲堂が記されている。また、この記述は、『南禅清規』（乾・二七丁才）にも「略規祈禱章」の項目で同文を上げている。

その中には、「異説繁多。只記一義。」と記されており、僧堂での祈禱法を含め色々な形式があつたと思われるが、何れにせよ、そのような場所において祈禱の儀礼を行う点に注目すべきであろう。

また、『南禅諸回向』（三九丁ウ）には「乗拂并問禪祈禱回向」がある。「問禪祈禱」の回向にかんしては『諸回向清規』卷二（T81.638c）に確認できるだけで、現在他の清規に見出し得ていない。両清規はほぼ同じ時代の成立であることから、この時代このような禅宗独自とも言える祈禱の形式が成立したことを示唆している。

七 おわりに

以上、清規研究の問題点を列記した上で、南禅寺関係の清規の紹介という作業を試みた。箇々の清規では明らかにされない部分もこのように同系統の複数の清規を比較することにより様々な側面が浮かび上がってくる。

先行する中国の清規や他の日本の清規と比較して、南禅寺系だけに見られる儀礼、その中でも複数の史料に亘って記されるもの、また一つの史料にしか確認できない特殊な儀礼等がある。その中で、それぞれの儀礼の成立過程や継承の問題、さらには成立の思想的な問題も含め今後の研究課題は多岐にわたろう。

さらには当時の僧堂の運営・教育に関わるものも清規の中に記されていた。これらは、叢林の基本であるが、これすらも時代と地域によって様々な変化が確認できるのである。このような変化を生み出す、背景も考慮せねばならない。

また、在家葬法に見られる在家との関係、また特に指摘しなかったが、將軍家の年回法要・月命日の法要に見られる権力者との関係もある。これらの、対社会的行事を単純に時代の変化というのではなく、政治的な背景や思想的整合性にまで踏み込んで考える必要がある。

以上、清規研究は多くの課題を含んでおり、今後もこのような問題を深く掘り下げて行きたいという希望を述べて、本論を終えることとする。

注

- (1) 宇井伯壽『仏教汎論』第三編・社会、第四章・大乘戒の実践と清規（岩波書店・昭和三十七年、合本・一一一四頁）
 伊藤古鑑「禅と戒について」（『禅学研究』第五〇号・昭和三五年）
 沖本克己「清規研究ノート」（『戒律思想の研究』・昭和五六年）
 平川彰「百丈清規と戒律」（『仏教学』第三七号・平成七年）
- (2) 小坂機融「清規実践の基礎的問題について」（『宗学研究』第四号・昭和三七年）
 同 右「清規変遷の底流（一）」（『宗学研究』第五号・昭和三八年）
 同 右「清規変遷の底流（二）」（『宗学研究』第六号・昭和三九年）

- 同 右「清規研究の動向と展望」(『駒澤大学大学院仏教学研究會年報』第二三号・平成二年)
- 大石守雄「古清規について」(『禅学研究』第四四号・昭和二八年)
- 同 右「清規にあらわれた年中行事」(『禅学研究』第五〇号・昭和三五年)
- (3) 『曹洞宗文化財調査目録解題集』一〜五集(曹洞宗宗務庁刊)
- (4) 『禅林象器箋』援書目録・清規」(三寶書院版・四頁)
- (5) 拙稿「京都大学文学部図書館蔵『叢林拾遺』(東漸略清規)について」
(『鶴見大学仏教文化研究所紀要』第六号・平成一三年)
- (6) 大石守雄「大鑑清規の研究」(『禅学研究』第四五号・昭和二九年)
大石氏が指摘しているように「南禅寺聴松院蔵本」と「今津本」は同一系統本である。但し、今津本の上巻の一三丁目が一丁欠損し、下巻は三一丁目の表までで「維那須知」以降が書写されていない事には触れられていない。
- (7) 拙稿「『大鑑広清規』について」『大鑑広清規』の紹介を中心として」(『宗学研究』第三七号・平成七年)
拙稿「翻刻・聴松院蔵『大鑑清規』」(『鶴見大学仏教文化研究所紀要』第五号・平成一二年)
- (8) 大石守雄「清規の研究」(『禅学研究』第五四号・昭和三九年)
- (9) 前注(5)
拙稿「翻刻・京都大学文学部図書館蔵『叢林拾遺』(東漸略清規)」
(『鶴見大学文学部研究紀要』第三八号第四集・平成一三年)
- (10) 拙稿「翻刻・『慧日山東福禅寺行令規法』」(『鶴見大学仏教文化研究所紀要』第四号・平成一一年)
拙稿「『慧日山東福禅寺行令規法』について」(『鶴見大学文学部研究紀要』第三六号第四集・平成一一年)
- (11) 『曹洞宗全書』「清規」・四三九頁
- (12) 『永平小清規』卷下(『曹洞宗全書』「清規」・三八五・三八六頁)等。